

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 策定の趣旨

国の障がい者施策においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行され、障がいの有無に関わらず、多様性を尊重し、共生社会の実現に向けた取組が行われています。また、平成28年度からは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)も施行されています。

本市においては、平成23年度から「障がい者千人雇用」事業を実施し、障がい者の社会参加をはじめとした福祉施策の推進に取り組んできました。平成29年5月に目標としていた障がい者1,000人の就労を達成し、この取組から得られた経験を生かすとともに課題解決にむけ、「障がい者千五百人雇用」事業をスタートしています。

現在、発達障がいのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられます。

本市の総合計画が目指す都市像「岡山・倉敷に並ぶ新都心 総社～全国屈指の福祉文化先駆都市～」の実現に向けた様々な福祉施策を推進する中、本計画は、近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成24年3月に策定した「第2期総社市障がい者計画」、平成27年3月に策定した「第4期総社市障がい福祉計画」を見直し、本市において障がいのある、ないにかかわらず、ともに安心して暮らせる社会の実現をめざし策定しました。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)です。

市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

あわせて、関連する総社市の他の計画との整合を図っていきます。

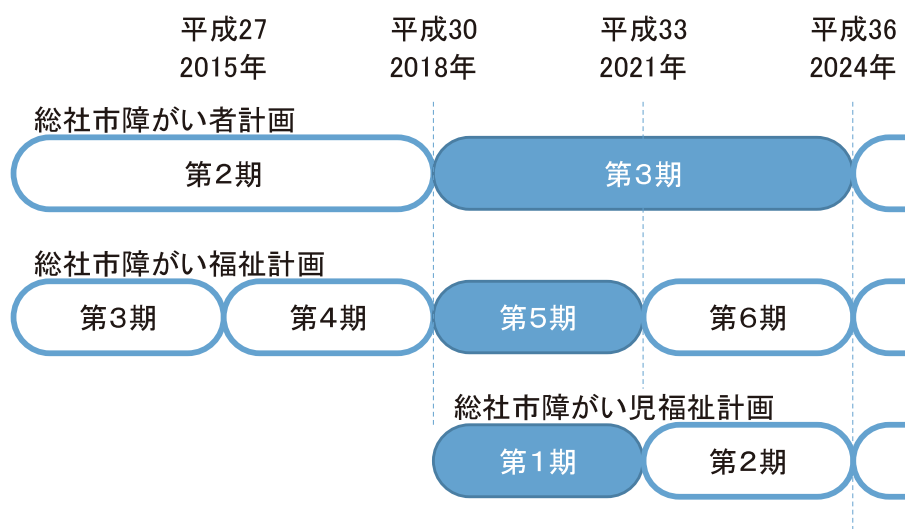
障がい者基本計画の計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」です。障がい者計画の中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3年を1期として策定する計画です。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間は平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

図表 1 計画の期間



3. 計画の基本理念（総社市障がい者大綱）

総社市は障がい者の一生に責任をもちます

本市では、障害者基本法及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、より分かりやすく総社市障がい者大綱を定めています。総社市障がい者大綱に基づき、各種計画策定を実施することから、本計画の基本理念を、「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」と設定します。

障がいの部位、程度はそれぞれであり、それゆえ、障がい者のニーズは障がい者の数だけあると言えます。行政は、これまで以上にきめ細やかな福祉サービスを提供することが求められます。

一方で、障がい者の多様なニーズに対応していくためには、行政が提供するサービスだけでは十分でなく、また、行政の力だけで問題を解決するのが困難なものもあります。そのため、この大綱でいう「総社市」とは、行政のみに関わらず障がいの有無に関わらず、すべての市民、企業等、総社を構成しているすべての者であり、この総社市が一丸となり、この大綱に基づいた成果を求めていく必要があると考えています。

その中で、それぞれの者が、それぞれの立場でしっかりと役割を果たすことが必要であり、それぞれがその責任を有しています。市役所は行政としての責任を果たし、障がいのある人もしっかりと前を向いて就労へ向けて取り組んでいく、そして、企業も障がいに対する理解とともに就労を支えていく、事業所も同様に障がい者の社会参加及び活躍の場を広げていく、こういった責任のもとに、障がい者千五百人雇用事業等、様々な障がい者施策を進めていくとするものです。

そこで、総社市を構成するすべての力を結集し、適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいくことで、本項に掲げた基本理念の達成にむけて取り組んでいきます。

総社市は、行政を含む全市が一丸となり、障がい者の一生に責任をもちます。

4. ライフステージを通じた一貫した支援

本市では、平成 23 年度から「障がい者千人雇用」事業を実施し、障がい者の社会参加をはじめとした福祉施策の推進に取り組んできました。平成 29 年5月、目標としていた障がい者 1,000 人の就労を達成したことから、新たに「障がい者千五百人雇用」事業を開始しています。総合計画には、「全国屈指の福祉文化先駆都市」を目指す都市像として掲げており、就労分野においては、ある程度の道筋をつけることができたものと考えています。

一方、「障がい者千人雇用」事業を推進する過程で、様々な課題も見えてきました。就労は、青年壮年期にある障がい者だけを見ては不十分であり、その前のライフステージにある乳幼児・就学期や、その後に控える高齢期までを含んだ、正に「障がい者の一生」を通じて支援することが重要なのだということも、その一つです。

障がい者本人の一生は連続し途切れることなく続いていくものの、多くのサービスは、障がい者の一生を便宜的に区切って提供されていることも課題の一つです。このことにより、ライフステージの節目において、支援や生活の場におけるスムーズな継承や接続が行われず、当事者のみならず、ご家族にも少なからず混乱や戸惑いを与えてしまっているという反省があります。そこで、障がい者の自立と社会参加を支援することを目的に、乳幼児・就学期では次の青年壮年期に向け早期の気づきと適切な支援を行い、青年壮年期では次の高齢期に向け経済的な自立と居住支援を中心に進める取り組みが重要となります。

本計画に掲げた「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」という基本理念を実現するためには、障がい者のライフステージを通じ、一貫して支援する体制の構築が避けて通れません。従って、「障がい者のライフステージを通じた一貫した支援」を本計画の基本的な視点として掲げ、強力に推進することとします。

図表 2 ライフステージを通じた一貫した支援

乳幼児・就学期 (0～18歳)	青年壮年期 (18～65歳)	高齢期 (65歳～)
就学前・就学時における 移行及び相談支援 ○「早期一貫サポートシステム」の活用 ○特別支援教育の充実 ○特別支援教育推進センター「きらり」の活用	「障がい者千五百人雇用」 の実現 ○1,500人の雇用達成 施策のステップアップ ○全国平均を上回る工賃の確保 ○特別支援学校との連携 ○雇用ニーズのマッチング・定着支援 ○「就労移行支援金」の活用と周知	親亡き後を見据えた支援 ○老後を過ごせるための居場所、住まいの提供 ○グループホームや福祉施設など「終の棲家」の確保 ○入居支援機関との連携

(1) 乳幼児・就学期

障がい児の保護者は、不安や悩みの中にあることが多く、精神的にも肉体的にも過度な負担を強いられることが多くなります。子どもの世話や家事の他、通院などもすべて保護者が引き受ける中で、地域の中で誰にも相談できず、孤立しがちになるという、ライフステージ上の特徴があります。

一方で、障がい児を支える機関が保健、医療、障害福祉、保育、教育と多岐にわたることで、どこに相談したらよいのか混乱しがちです。総合的に障がい児と保護者を支援するため、相談窓口を一本化し、関係機関で情報を共有することの重要性は高いものと考えられます。

就学期には、進路に対する不安や、学校の方針と自身の考え方との乖離など、悩みや不安は、より複雑かつ多様化していきます。どのようなサービスが提供されているのか、どのような対応を今後していけば良いのかといった情報も、手探りで探していく必要があり、必要な情報を、必要な時に、適切に提供していくことが強く求められています。

①数値目標

目標指標	実績値	目標値
	平成 28 年度	平成 32 年度
発達障がい児への「中学卒業後のアクセス 100%」を達成	未実施	100%
県立倉敷まきび支援学校の卒業生の就職率	46.2% ^{※1}	50%以上 ^{※2}

※1 岡山県内の県立特別支援学校高等部卒業者の就職率。

※2 総社市民である生徒を主体に集計した平成 30 年度～平成 32 年度の平均値。

②主な施策

最初のライフステージである乳幼児・就学期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力に推進するとともに、次のライフステージである青年壮年期に円滑に「つなぐ」ことで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

主な施策分野	主な施策	関連頁
「早期一貫サポートシステム」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期における福祉教育 ● 学校教育における福祉教育 	40

主な施策分野	主な施策	関連頁
「早期一貫サポートシステム」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の充実 ●児童発達支援の充実 ●放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化 	47
	<ul style="list-style-type: none"> ●療育相談，訪問指導の充実 ●関係機関とのネットワークの整備 ●個々の子どもに合わせた支援の充実 ●療育を受けることのできる場の充実 ●親の会の育成，支援 ●障がい児保育，教育体制の推進 	64
特別支援教育の充実 特別支援教育推進センター 「きらり」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●就学指導体制の充実 ●教育相談の充実 ●特別支援学級等における指導・支援の充実 ●通常の学級における指導・支援の充実 ●進路指導の充実 	65

(2) 青年壮年期

青年壮年期では、「障がい者千五百人雇用」事業の推進によって、就労を希望するすべての障がい者が働けるように支援を行うとともに、就労を通じて生きがいを感じ、十分な収入を得て、長く働き続けることができるよう、質・量の両面から支援していく必要があります。

また、障がいのある人が自立した地域生活を送ることができるよう、自立支援サービスの基盤の充実を進め、障がいのある人への相談・情報提供体制の充実、社会参画に向けた支援、権利擁護など、就労以外の多様な取組も同時に推進することで、障がいのある人の生活を総合的に支えていく必要があります。

①数値目標

目標指標	実績値	目標値	
	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 34 年度 (参考)
「障がい者 1,500 人雇用」の達成	1,003 人 (H29.5)	1,300 人	1,500 人
就労継続支援A型事業所給与の平均値	69,104 円	岡山県平均 以上*	—

※ 平成 28 年度の岡山県平均値は 72,369 円であり、全国平均値以上。

②主な施策

ライフステージの中心に位置する青年壮年期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力に推進するとともに、乳幼児・就学期からの引き継ぎを円滑に行い、また、次のライフステージである高齢期までも見据えた対応を適切に行うことで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

主な施策分野	主な施策	関連頁
障がい者雇用 1,500 人の達成	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用関係助成金制度の活用 ●障がい者雇用に取り組む事業主に対する支援 ●市民の理解促進 ●障がい者に対する支援情報・就労関連情報の発信 	58
	<ul style="list-style-type: none"> ●就業・生活支援体制の枠組みづくり ●支援プランの検討 ●就労継続支援 A 型及び B 型との連携 ●就労継続支援事業・就労移行支援の充実 	59
全国平均を上回る工賃確保	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者としての市の取組 ●授産製品の販売支援 	58・57
特別支援学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●就労支援の充実 	58
雇用ニーズのマッチング・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の各種助成制度等の周知，障がい・障がい者に関する理解促進 	58
	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業の利用促進 ●就労支援の充実 	59・58
「就労移行支援金」の活用と周知	<ul style="list-style-type: none"> ●「就労移行支援金」の活用と周知を図る 	58

(3) 高齢期

高齢期はライフステージの最後に位置しますが、近年の高齢化の進展によって、活動的な障がい者が増えている一方、加齢とともに心身の活力が徐々に低下し、いわゆる「フレイル(虚弱)」の状態になっている方もいて、他のライフステージ以上に様々な状態の方が存在しているという特徴があります。

家族との死別によって一人暮らしになってしまったり、その結果、地域とのつながりが失われ、結果として閉じこもり状態になってしまったりするなど、高齢期ならではの課題が生じやすくなっています。

当事者やその家族が不安に感じている事柄の上位に、「親亡き後」のことが挙げられています。たとえ家族介護者がいなくなったとしても、「終の棲家」がしっかり確保されているのだと安心していただけるよう、グループホームや福祉施設などを整備していくことが必要です。

本計画の基本理念である「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」の成否は、高齢期をいかに安心して過ごしていただけるかにかかっています。障がいのある人が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、介護保険サービスを含む高齢者福祉や、地域福祉、健康づくりなども含めた、総合的な支援を図っていきます。

①数値目標

目標指標	実績値	目標値
	平成 28 年度	平成 32 年度
市内のグループホームの利用率	84%	98%以上

②主な施策

ライフステージの最後に位置する高齢期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を推進するとともに、青年壮年期からの引き継ぎを円滑に行い、安心して老後を過ごせるよう最大限の配慮をすることで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

主な施策分野	主な施策	関連頁
老後を過ごせるための居場所、住まいの提供	●障がい者のニーズに対応した住宅整備の推進 ●不動産業者への理解促進	31
グループホームや福祉施設など「終の棲家」の確保	●居住系サービスの整備促進	31
入居支援機関との連携	●不動産業者への理解促進	30

5. ライフステージを通じた障がい者雇用のさらなる推進

(1) 障がい者千五百人雇用の実現（さらなる雇用拡大）

平成 29 年5月に障がい者の雇用者数が当初目標の 1,000 人を達成したことから、これまでの事業において培った知識・経験を生かし、発展させ、次の目標である 1,500 人の雇用を目指します。

この目標達成のためには、第2期総社市障がい者計画を推進するなかで明らかになった現状や課題を踏まえ、圏域への広がりや波及、障がい手帳を持たない発達障がいや、難病の方々への対応、働いている方々の満足度等の向上、就労へ向けての問題点や課題点、いかに長く働いていただけるかというところの支援による離職者の減少、新たな就労者の増加により、1,500 人雇用の達成に向け取り組みます。

(2) 生活の質の向上

生活の安定のためには、収入の確保が必要であり、生活の質を高めるには、収入額の向上を図っていく必要があります。アンケート調査では、収入が低いことに対する声が多かったこと、また、A型・B型の平均給与・工賃は、若干右肩上がりで数字は伸びてはいるものの、県の平均と比べると少々低いという現状もあることから、障がい者の生活の質を向上させるために、事業所の皆様と連携を図りながら給料(工賃)の向上に向けて取り組みます。

(3) 働きやすい職場づくりと定着支援

障がい者千五百人雇用センターに寄せられた相談のうち、在職中の方からの相談件数は約6割(平成 28 年度)となっています。つまり、就労はできたが、その後も課題が出てきていると言えます。

働きやすい職場作り、それと定着へ向けた支援が求められており、就労者が安定した所得を得て、さらに生活水準を維持・向上するために、さらなる定着支援等を進めていきます。

(4) ライフステージを通じた障がい者雇用の推進

青年壮年期になって初めて支援を開始するのではなく、ライフステージのより早い段階である就学期から、本人の障がい特性や障がいの程度等に応じた計画的な支援を行うことが大切です。

就学期の障がいのある生徒に対し、企業等と連携した現場実習等の就業体験の機会の拡大、校内実習の改善や企業関係者を講師とした授業の実施などのキャリア教育、職業教育の改善充実を図るとともに、小・中学校の特別支援学級とも連携した系統的なキャリア教育を推進します。

6. ライフステージを通じた発達支援

平成 17 年に施行された発達障害者支援法により、発達障がいについて定義づけられました。この法では「発達障がいの早期発見」「発達支援を行うことに関する行政の責務」「発達障がい者の自立及び社会参加に資する支援」が明文化され、既に他の法律で定義されていた身体障がい、知的障がい、精神障がいに該当しないことで、長年にわたり支援が行き届いていなかった発達障がいに対し、ここから支援が始まりました。

発達障がいは通常低年齢で発現するため、発達障がいについて注視すべき最初のライフステージは乳幼児・就学期です。乳幼児期に発達障がいの疑いがある児童を早期発見し、就学・就労・自立など次のライフステージを意識しながら発達を促すための支援をし、就学期は障がいの有無にかかわらずすべての子どもがともに学べる仕組みの中で、それぞれの児童の特性に適した切れ目のない支援を行うことに努めます。

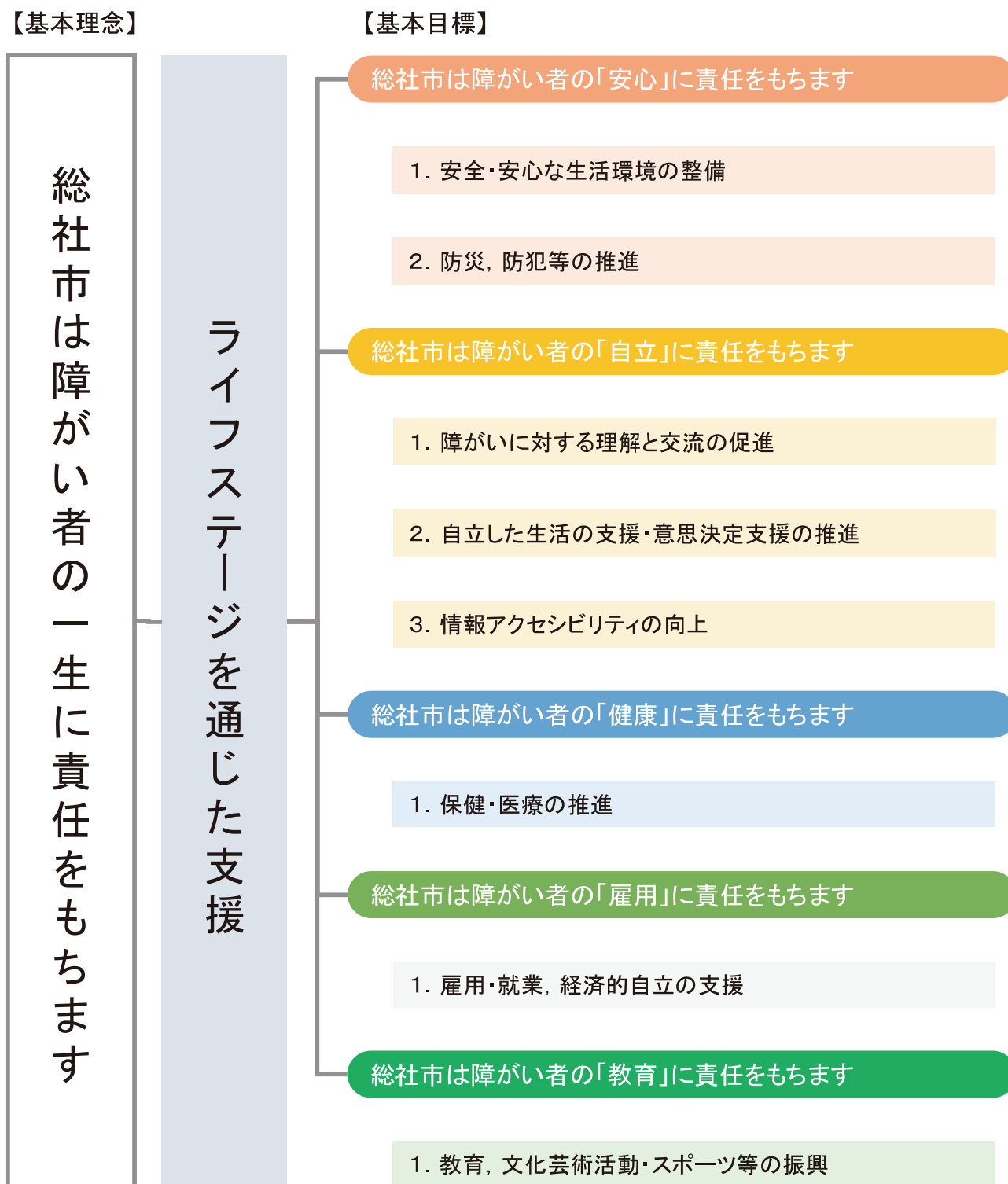
一方、これまで本人や家族に発達障がいへの気づきがないまま青年壮年期以降のライフステージに至ることで、ひきこもり、就労困難、経済的困窮など、何らかの社会的不適応を抱えている場合も多くみられます。また、本来は支援が必要な状況にありながら、支援を受けられずにいたり、自分が支援を受ける必要があることの認識がなかったりするなど、青年壮年期・高齢期ならではの課題もみられます。これらに対処すべく、幼児・就学期においては、家族の理解(家族支援も行いながら一緒に将来を考える。)のもと本人の特性を見極め、次の青年壮年期における就労をはじめとする社会参加に如何につなげるかを意識し支援することが大切です。青年壮年期においては、経済的自立へ向けた支援を中心に行い安心した高齢期へつながるといったライフステージを通じた支援に取り組む必要があります。また、現在は義務教育修了時に支援が届き難くなるという課題もあり、本人・家族が困った時の相談先を在学中から確認することや高校・大学との連携などライフステージを通じた支援が求められています。本市では、課題が表面化して初めて対応をはじめのではなく、支援を働きかけることによるニーズの把握、支援を積極的に行います。

図表 3 発達障がい一貫支援フローチャート



7. 計画の体系

図表 4 計画の体系



8. 計画の策定体制と過程

この計画は、障がい者はもとより、関係者や市民の意見を広く把握し、反映させるよう配慮する必要があります。また、保健・医療・福祉関係者、各種団体の長等により構成する「総社市障害者施策推進協議会」において、計画内容などについての検討を行うなど、策定に当たっては、次のような取り組みを行いました。

(1) 実態調査

計画策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、総社市において身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、障がい福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用されている方、特別支援学級や特別支援教育推進センター「きらり」へ通われている方の内から抽出しアンケート調査を実施しました。

(調査の方法) 郵送等による配付、回収。

(調査の期間) 平成 29 年 9 月 15 日～平成 29 年 10 月 31 日まで。

(回収結果)

調査対象者数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
2,450 人	1,353 人 (1,349 人)	55.2% (55.1%)

(2) 障がい者団体との意見交換

平成 30 年 1 月 9 日から 1 月 23 日の間に、障がい者団体(総社市身体障がい者福祉協会、総社市手をつなぐ親の会、NPO 法人あゆみの会)との意見交換を行い、日常の生活で困っていることなどの生活課題を聞き取りました。

(3) 総社市障害者施策推進協議会

事務局による各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に総社市障害者施策推進協議会(以下、協議会)に提出するための計画案を作成しました。協議会は保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長などで構成され、事務局にて作成された計画案について意見をいただき、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。

(4) 総社市地域自立支援協議会

平成 19 年3月から障がい福祉関係機関が相互に協働し、障がい福祉に関するシステムづくりを推進することと、「障がい者基幹相談支援センター」を適正に運営すること等を目的として「総社市地域自立支援協議会」が設置されています。本計画の策定に際しては、この自立支援協議会での協議事項を計画に反映させるとともに、必要に応じて意見を聴取しながら策定しました。

(5) パブリックコメント

計画素案を広く市民に公表し、意見募集(パブリックコメント)を行いました。

○実施期間

平成 30 年2月2日～平成 30 年2月 23 日

○実施方法

市ホームページによる公表及び、市役所・出張所での閲覧

○実施結果

提出された意見 11 件

